

前橋市介護保険条例の改正について（議案第56号）

介護保険課

1 改正の理由

介護保険法施行令の改正に伴い、本市における非課税世帯に係る保険料負担を軽減するため、第1号被保険者に係る介護保険料の額を改定する。

2 主な内容

令和元年度及び令和2年度の介護保険料 (年額)

区 分	現 行	改正案	改定幅
(1) 次のいずれかに該当する者 ア 生活保護受給者 イ 本人が老齢福祉年金を受給して いて、かつ、世帯全員が市町村民 税非課税である者 ウ 本人を含む世帯全員が市町村民 税非課税で、本人の合計所得金額 と年金収入額を合計した額が80 万円以下の者	29,900円	24,300円	△5,600円
(2) 本人を含む世帯全員が市町村民 税非課税で、本人の合計所得金額 と年金収入額を合計した額が80 万円を超え120万円以下の者	46,700円	37,400円	△9,300円
(3) 本人を含む世帯全員が市町村民 税非課税で、(1)及び(2)以外の者	56,100円	54,200円	△1,900円

3 施行期日

公布の日